

令和 7 年 5 月 23 日
新 潟 県 信 用 組 合

貸付条件の変更等の実施状況について

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた、積極的な地域貢献への取組みを行うことが、協同組織金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

当組合は、平成 21 年 11 月に「金融円滑化対策委員会」を設置し、平成 22 年 1 月に「金融円滑化管理方針」を制定しました。

お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みについては、お客様のご要望やご事情をきめ細かく把握したうえで真摯に対応しております。

また、お取引先企業を支援するために、当組合に在籍する中小企業診断士の職員などで構成する企業支援チームが中心となって経営改善計画の策定支援や経営改善策の提案、各種の情報提供などを行っております。

1. 「金融円滑化ご相談窓口」の全店設置

お客様から新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みをいただけるように全店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。

また、平日の営業時間内にご来店が難しいお客様には午後 8 時までご相談いただけます。(ただし、事前予約が必要となりますので、お取引店にご確認をお願いいたします)

2. 金融円滑化への取組みについて

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限が到来しましたが、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針がかわることはありません。金融円滑化管理方針を全役職員に周知徹底し、組織をあげて金融円滑化に取り組んでまいります。

3. 「金融円滑化ご相談受付ダイヤル」の設置

「金融円滑化ご相談受付ダイヤル」を設置し、お客様からのご融資、ご返済等に関するご相談、苦情、ご要望等を受付しております。

金融円滑化ご相談受付ダイヤル
0 1 2 0 - 4 1 7 - 1 2 5
受付時間／9 : 00 ～17 : 00 (平日)

〔債務者が中小企業者である場合〕

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(注1) 平成21年12月4日から各期末までの累積件数を記載しています。

- 2 -